

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 完了・中間検査について

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事を完了したときは、必ず完了検査を受けなければなりません。（法第17条、第36条）

また、一定規模以上の「特定工程」を含む工事は、中間検査を受けなければなりません。（法第18条、第37条）

本資料は、検査における主な留意点をまとめたものです。

工事着手前に必ず一読いただき、適切な検査が行えるよう御協力をお願いいたします。

令和7年8月版

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

# 目 次

## 《検査編》

---

1	検査の目的	1
2	検査受検の前に	1
3	工事記録写真について	3
	(1) 工事記録写真の撮影事項	4
	(2) 工事記録写真の撮影方法	5
4	検査の立会者	14
5	検査項目	14
	(1) 完了検査の主な内容	14
	(2) 中間検査の主な内容	16
6	検査時に用意するもの	17
	(1) 関係書類	17
	(2) 検査器具	17

## 《手続編》

---

1	検査等の流れ	18
	(1) 検査日の調整	18
	(2) 検査の申請	20
2	検査の受検(当日)	20
3	工事検査後の手続き	20

## 《検査編》

---

### 1 検査の目的

検査は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法という）に基づく許可を受けた宅地造成又は特定盛土等に関する工事が、第13条第1項（第31条第1項）の規定に適合していることを確認するために行うものです。

検査には、工事を完了した時に行う完了検査と、工事完了後には確認することのできない特定工程\*の確認を行う中間検査があります。

\* 特定工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程であり、地下水の処理が盛土や切土の安全性に大きく関係する重要な工程です。

### 2 検査受検の前に

工事主、設計者及び工事施行者が連携し、以下の主な留意点を踏まえながら、工事の内容が許可申請書の設計図書等に適合しているか確認の上、検査に臨んでください。

#### 主な留意点

- ▶ 検査時に、盛土又は切土の形状、擁壁や排水施設の配置・規格・寸法などの出来形が設計図書等に適合しているかを確認できる写真や図面などの関係図書の整備をお願いします。
- ▶ 特に、「盛土の締固め」や「段切り」については、許可申請時に提出した施工計画書に従い工事を行ったことが確認できる写真を撮影してください。
- ▶ 特定工程を含む工事においては、工事の規模\*を確認し、中間検査が必要になるか事前に確認してください。

- ▶ 工事完了時に目視できなくなる部分（擁壁の基盤状況や配筋、盛土内排水層の設置など）については、状況、規格、寸法が確認できる写真を必ず撮影してください。
- ▶ 必要な防災施設の先行設置が、適切に施工されていることを確認できる写真を撮影してください。
- ▶ 検査時には、工事の責任者など、工事内容の説明が出来る者の立ち会いをお願いします。

**\* 中間検査を要する工事の規模**

中間検査を要する工事の規模は次の①～⑤です。

- ① 盛土高2 m超の崖を生ずるもの
- ② 切土高5 m超の崖を生ずるもの
- ③ 盛土と切土を同時に行い高さ5 m超の崖を生ずるもの  
(①、②を除く。)
- ④ 盛土高5 m超となるもの (①、③を除く。)
- ⑤ 盛土又は切土する土地の面積が3, 000 m<sup>2</sup>超となるもの  
(①～④を除く。)

### 3 工事記録写真について

工事記録写真は、許可の内容に適合し、かつ適正に施工されていることを確認するための重要な記録となります。そのため、明確で判別しやすい写真を撮影してください。撮影時には状況等を記載した黒板等を一緒に撮影してください。

#### 主な留意点

- ▶ 出来形寸法を記録する場合は、現場記録用巻尺（メジャー）、標尺（スタッフ）等を適切に写し込んでください。
- ▶ 全景写真では現場記録用巻尺（メジャー）等の目盛りが明確に判別できない場合があるので、「目盛りの0位置」及び「目盛りの読み位置」で近景を撮影してください。
- ▶ 工事名、撮影日、工種、寸法（設計値と出来形実測値が対比できるように）などを記載した黒板等を一緒に撮影してください。黒板の標準的な記載事項及びレイアウトは以下を参考にしてください。



※ 擁壁工出来形寸法 黒板記入例

工事名	○○○○開発工事	撮影日	○ / ○
工事箇所	○○町○○地内		
工種	擁壁工 出来形寸法		
撮影箇所	No. ○○		

	設計	出来形
H1	○○	○○
H2	○○	○○
W1	○○	○○
W2	○○	○○
T1	○○	○○
T2	○○	○○

黒板記載例

## (1) 工事記録写真の撮影事項

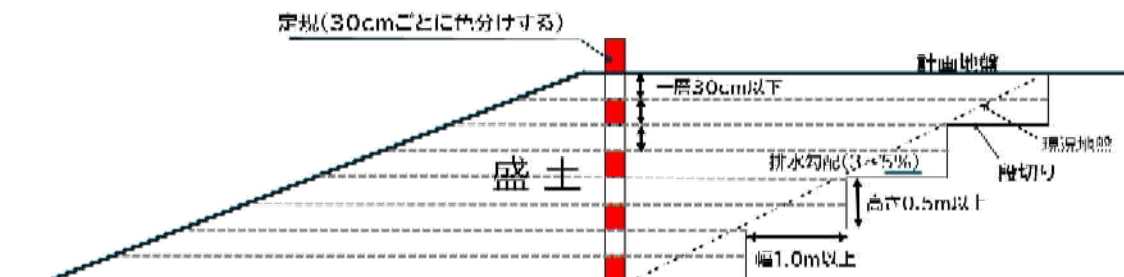
全景	●工事着手前の全景 ●工事完了後の全景
盛土	●盛土の形状（高さ、勾配） ●盛土の締固め状況（1層30cm以下のまき出し厚さ、現場密度試験、転圧回数） ●盛土材料（搬入状況など） ●原地盤の処理状況（ <u>段切り</u> 、地下水処理等の措置、伐根・除草等の撤去など）
切土	●切土の形状（高さ、勾配） ●切土地盤、切土面の状況
擁壁	●基礎地盤の状況 ●床掘（根入れ深さの確認） ●基盤碎石（厚さ、転圧状況） ●基礎コンクリート（厚さ、施工状況） ●鉄筋の種類、径、配筋間隔、かぶり厚（底版、たて壁、隅角部補強） ●躯体出来形寸法 ●擁壁形状（二次製品） ●止水板の設置状況 ●透水層（背面全面に施工、厚さ、止水コンクリート）*RC擁壁 ●裏込め材（厚さ）*練積み擁壁 ●水抜き穴状況写真（配置、材料、内径） ●支持杭又は地盤改良の状況
崖面崩壊防止施設	●施設構造（材料、出来形寸法） ●基礎地盤の状況
排水施設	●施設配置（位置、延長、間隔、勾配） ●施設構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）
崖面の保護	●保護工の種別 ●施設の形状
崖面以外の地表面の保護	●保護工の種別 ●施設の形状
防災措置	●防災施設の種別（設置時期がわかるように） ●施設の形状

\*構造物の寸法測定時には、現場記録用巻尺（メジャー）等の測定器具を設置し、出来形寸法が写真上で確認できるように撮影してください。

\*撮影頻度は局所的にならないように、概ね40m毎に位置表示して撮影してください。

## (2) 工事記録写真の撮影方法

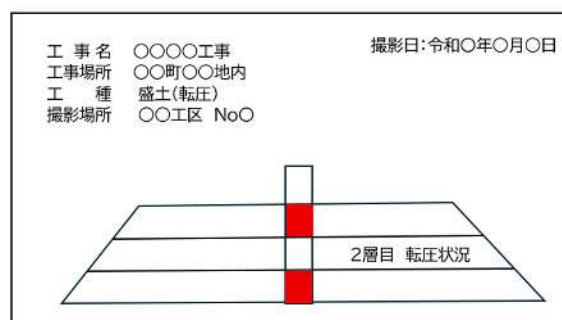
### <盛土>



- ※勾配 15 度（約 1:4）以上の傾斜した土地に盛土する場合は、段切りを行うこと
- ※段切りの寸法は、高さ 0.5m 以上、幅 1.0m 以上とし、法尻方向に 3~5%の排水勾配を付けること

### 撮影ポイント

- ▶ 盛土を行う原地盤の状況（除根や除草等を行った後）を撮影してください。
- ▶ 盛土は 30cm 以下の厚さごと（1層ごと）にローラー等の建設機械を用いて締め固めていることが分かるように撮影してください。（施工段階が確認できるように同じ方向から撮影）
- ▶ 段切りを行う場合は、段切り後の高さ、幅が分かるよう現場記録用巻尺（メジャー）等を設置して撮影してください。（全景、近景で撮影）
- ▶ 勾配計測器（スラント）等で排水勾配を確認できる写真を撮影してください。
- ▶ 現場密度試験の状況を撮影してください。（砂の重量など計測した値が写真で確認できるように、全景、近景で撮影）



黑板記載例

## 写真（参考）

### ・盛土転圧

注) 参考写真では省いていますが、2層目、4層目も必要です。



仕上り厚管理（施工前）



仕上り厚管理（1層目）



仕上り厚管理（3層目）



仕上り厚管理（完了）

※定規を設置した箇所で、一層ごとの転圧状況が確認できるように撮影してください。（同じ方向から撮影）

### ・盛土段切り

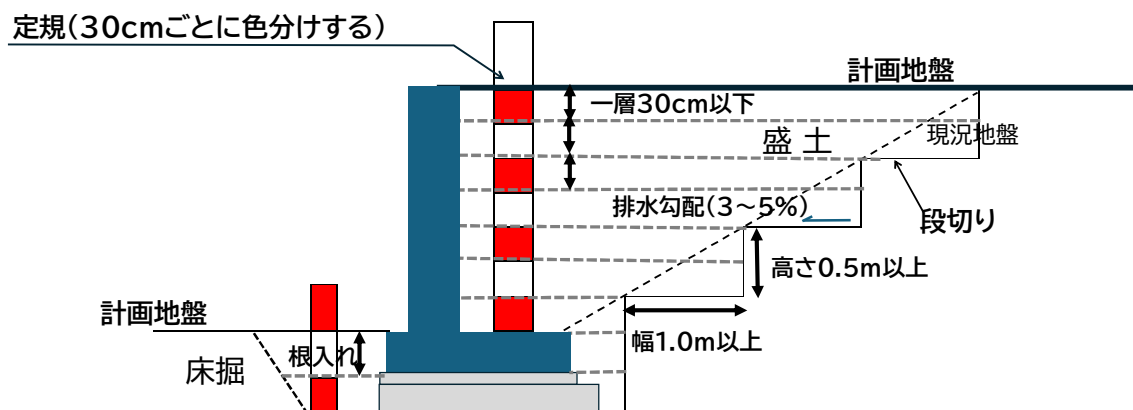


段切り（完了）



段切り（完了）

## <擁壁土工>



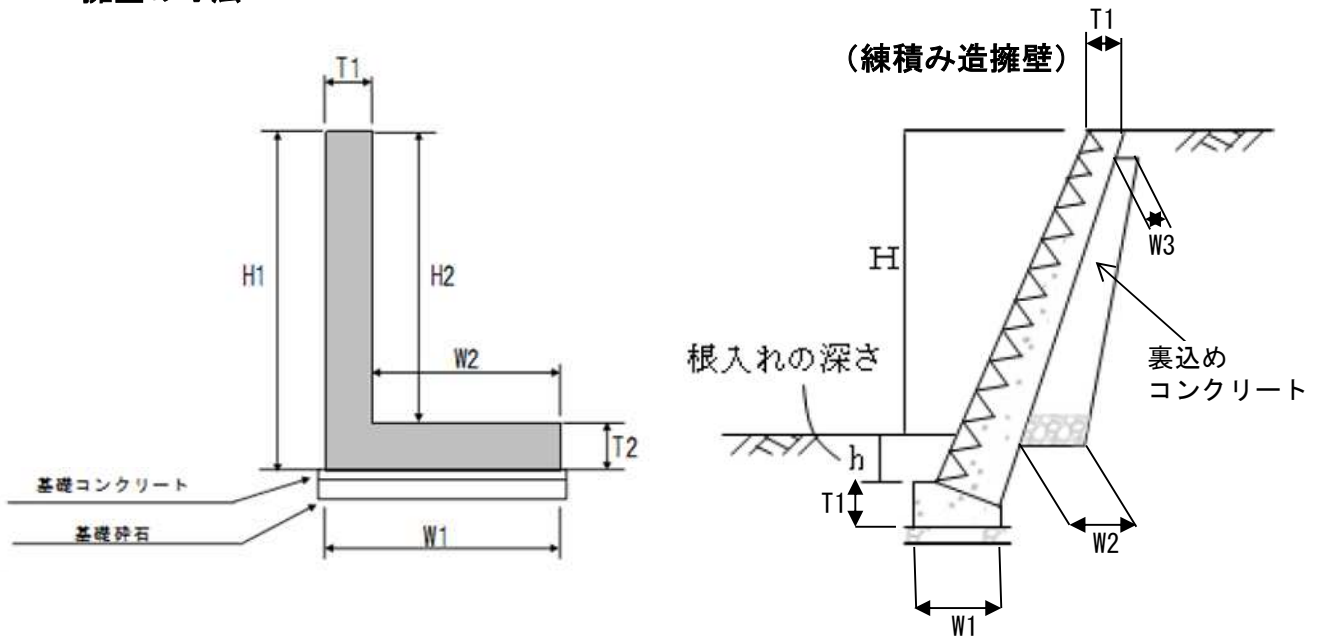
- ※勾配15度(約1:4)以上の傾斜した土地に盛土する場合は、段切りを行うこと
- ※段切りの寸法は、高さ0.5m以上とし、法尻方向に3~5%の排水勾配を付けること

## 撮影ポイント

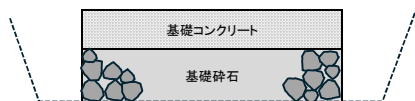
- ▶ 盛土を行う原地盤の状況(除根や除草等を行った後)を撮影してください。
- ▶ 擁壁裏の盛土は、所定の締固めが可能な機械を選定してください。
- ▶ 盛土は30cm以下の厚さごと(1層ごと)に建設機械を用いて締め固めていることが分かるように撮影してください。(施工段階が確認できるように同じ方向から撮影)
- ▶ 擁壁の根入れ深さが分かるように現場記録用巻尺(メジャー)等を設置して撮影してください。
- ▶ 段切りを行う場合は、段切り後の高さ、幅が分かるよう現場記録用巻尺(メジャー)等を設置して撮影してください。(全景、近景で撮影)
- ▶ 勾配計測器(スラント)等で排水勾配を確認できる写真を撮影してください。
- ▶ 現場密度試験の状況を撮影してください。(砂の重量など計測した値が写真で確認できるように、全景、近景で撮影)

## <擁壁（躯体）>

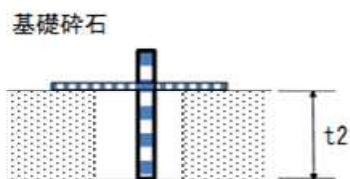
### ・擁壁の寸法



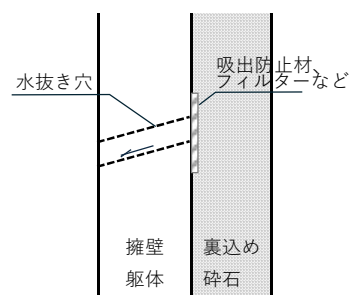
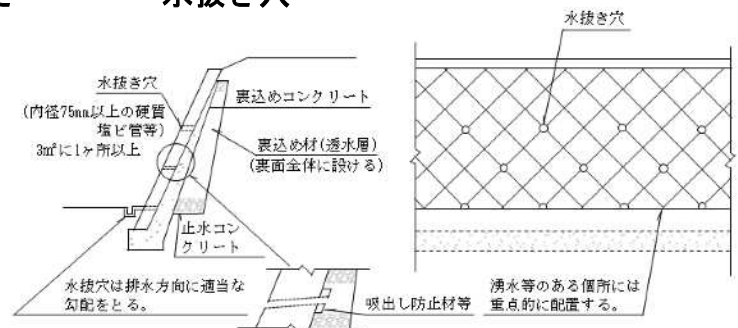
### ・基礎碎石、基礎コンクリート厚さ



※基礎コンクリートは型枠脱型後確認



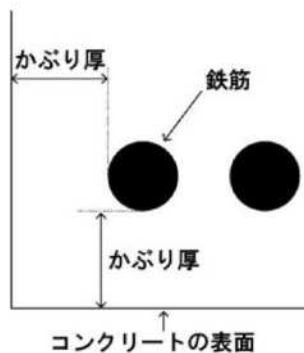
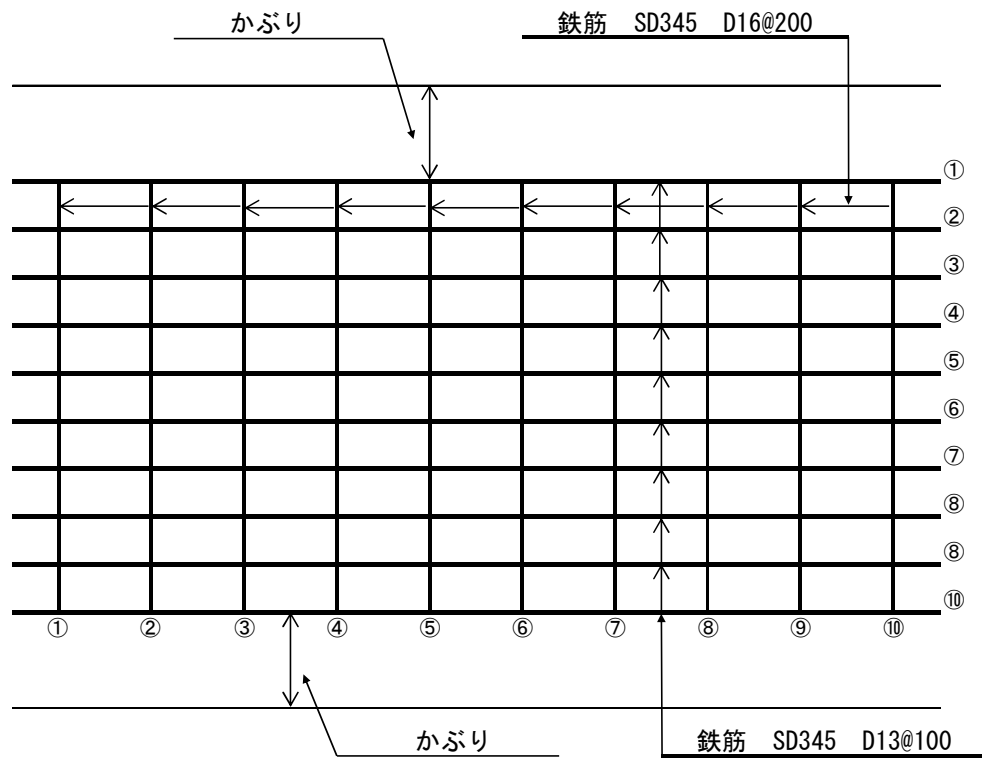
### ・水抜き穴



## 撮影ポイント

- ▶ 工事完了後、不可視になる部分は必ず撮影してください。  
擁壁の根入れ深さも必要です。
- ▶ 擁壁設置面の基礎地盤面の状況が確認できるように撮影してください。
- ▶ 裏込め砕石は、裏面全体に設置されていることが確認できるように撮影してください。
- ▶ 裏込め砕石流出防止用の吸出防止材等の設置が確認できるように撮影してください。

## <擁壁（配筋）>

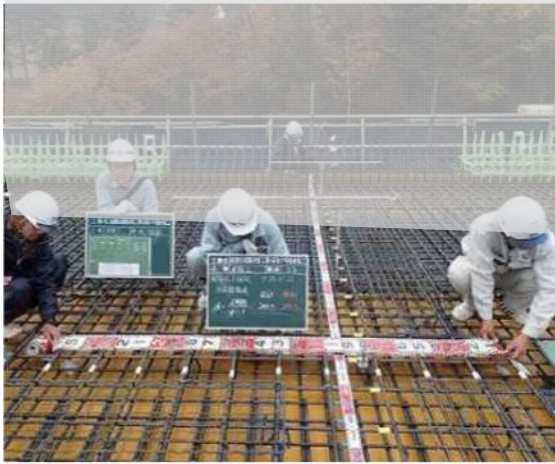


### 撮影ポイント

- ▶ 鉄筋10本分を標準として鉄筋間隔が確認できるように写真で撮影してください。
- ▶ 鉄筋のかぶりやスペーサー（鉄筋を保護するためのかぶり厚さを確保するためのもの）の設置について、代表箇所撮影をお願いします。（底面：4個/m<sup>2</sup>以上、側面：2個/m<sup>2</sup>以上）
- ▶ 使用する鉄筋の種類、径の確認ができるように写真で撮影してください。なお、検査時にミルシート（鋼材検査証明書：鋼材メーカーが発行する鋼材の品質を証明する書類）を提示してください。

# 写真（参考）

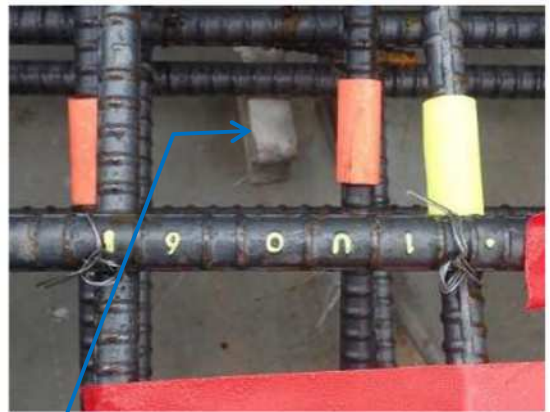
## ・配筋



配筋確認



鉄筋かぶり

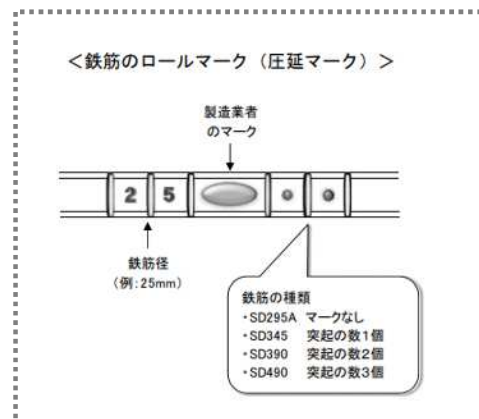


ロールマーク

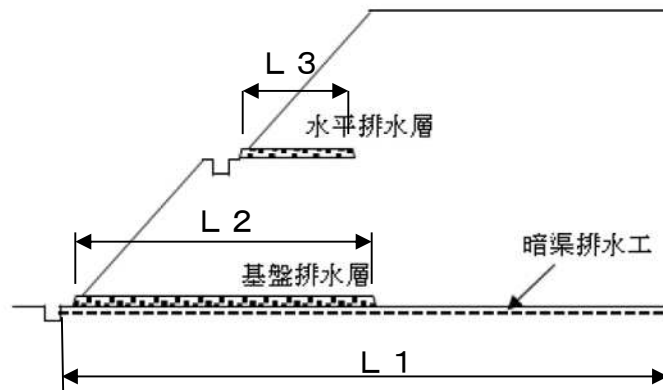
## スパーサー



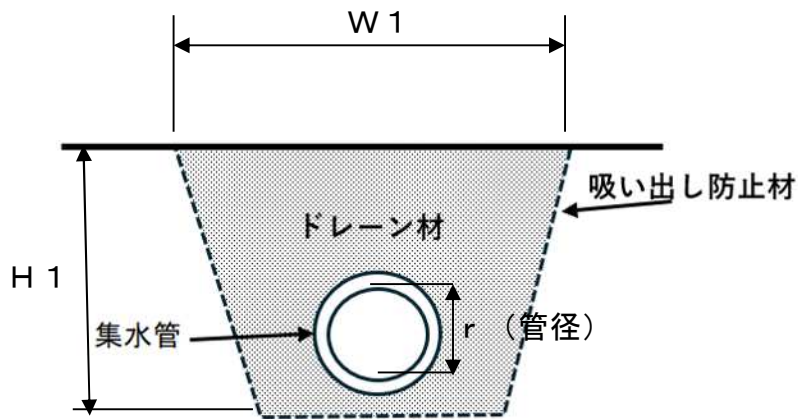
スパーサーブロック



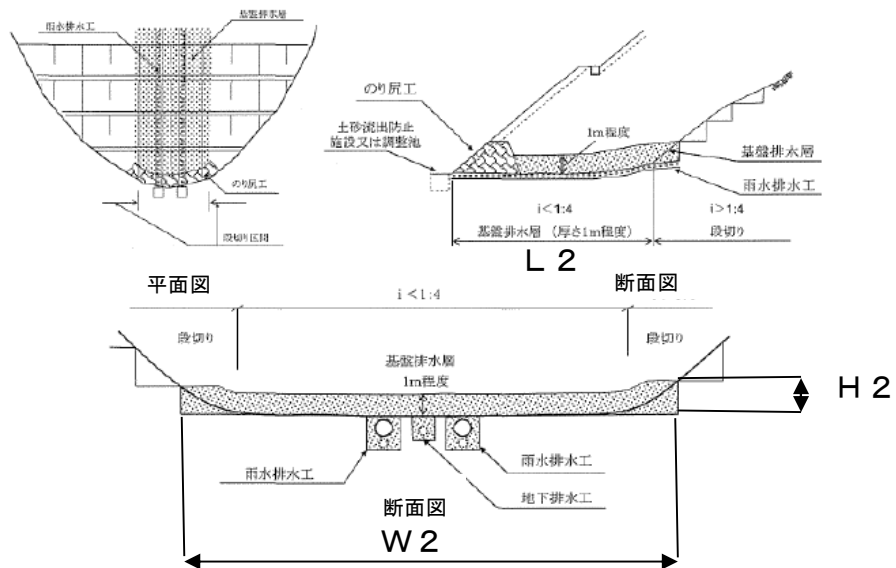
## <盛土内の排水施設>



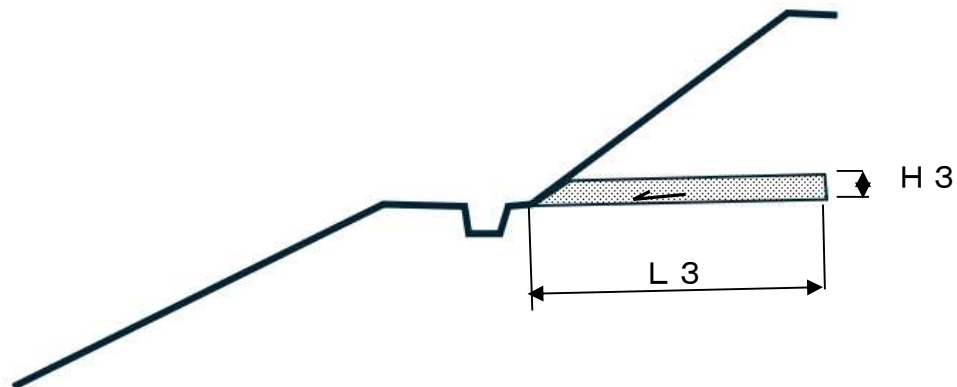
### ・暗渠排水工



### ・基盤排水層



・ 水平排水層



※排水施設の施工は、盛土や切土が経年的に安全性を確保するために非常に重要な機能を有しており、検査では重要な確認事項となります。

※施工後、盛土等により確認が出来なくなることから、十分に写真による記録を残すことが重要です。

撮影ポイント

- ▶ 設計図書等に適合していることが確認できるように撮影してください。（施設の長さ・幅・厚さ、排水勾配、全景・近景）
- ▶ 使用する材料の種類、規格が設計図書等に適合していることが確認できるように撮影してください。（材料納入写真、材料証明書など）

※中間検査は、特定工程（地下水排水施設）の設置が適切に行われていることを現地で確認（目視確認）することを原則としています。また、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事に着手することはできませんので、十分に留意してください。

※工事記録写真の一部を撮影していないなどにより、出来高寸法等の確認ができない部分がある場合、一部破壊、造成地盤の掘削等による目視確認をお願いすることもあります。

#### 4 検査の立会者

##### ▶ 許可申請者側

- ・ 工事主（本人）又は代理人
- ・ 工事施行者
- ・ 必要に応じて設計者

検査では、盛土や切土の測定を行いますので、規模に応じて計測補助員の立会いをお願いします。

##### ▶ 許可者側（県）

- ・ 工事検査員（主・補助）

#### 5 検査項目

##### (1) 完了検査の主な内容

###### <盛土>

- ① 盛土の形状（高さ、勾配）
- ② 盛土締固め度（試験状況、試験結果）
- ③ 盛土施工状況（施工状況、まき出し厚）
- ④ 盛土材料（伝票の確認や受入れ管理状況など）※伝票があれば検査時に提示してください
- ⑤ 原地盤の処理（段切り、地下水処理等の措置等）

###### <切土>

- ① 切土の形状（高さ、勾配）
- ② 切土面の状況（地盤、法面）

### <擁壁>

- ① 擁壁の形状（高さ、幅、基礎碎石、配筋などの出来形寸法）
- ② 床掘り（根入れ深さ）
- ③ 基礎地盤の状況
- ④ 透水層、裏込め材（施工状況）
- ⑤ 水抜き穴（寸法、個数等）
- ⑥ 擁壁材料（納品書等）

### <崖面崩壊防止施設>

- ① 施設構造（材料、出来形寸法）
- ② 基礎地盤の状況

### <排水施設>

- ① 施設配置（位置、延長、間隔、勾配等）
- ② 施設構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等の出来形寸法）

### <崖面の保護>

- ① 施設の形状（高さ、幅などの出来形寸法）

### <崖面以外の地表面の保護>

- ① 施設の形状（高さ、幅などの出来形寸法）

### <防災施設の設置>

- ① 施設の形状（高さ、幅、設置時期など）

※ 検査時に適切に施工されていることが（写真等で）確認できない場合には、再検査等になることがありますので、工事主（代理人等）の方は、検査前に必ず確認（下検査）をお願いします。

※ 特に工事記録写真の一部を撮影していないなどにより確認できない部分があるときには、築造した工作物の一部破壊、造成地盤の掘削等による目視確認をお願いする場合があります。

## （２）中間検査の主な内容

### ＜地下水排水施設＞

- ① 排水管の位置（間隔）、種類
- ② 排水管の材料、形状（納品書等）
- ③ 排水管の内法寸法
- ④ 排水管の勾配（延長、深さ、勾配などの出来形寸法）

※検査は40mにつき1箇所を標準として行います。

※検査時の着眼点は以下のとおりです。

共通	① 排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか ② 排水管の集水管接続部は適切に処理されているか ③ 排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か
盛土工事	④ 現況地盤からの湧水は適切に処理されているか ⑤ 溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか
切土工事	⑥ 湧水は適切に処理されているか ⑦ 溝掘りは適切に施工されているか

## 6 検査時に用意するもの

### (1) 関係書類

- ・ 許可申請書（設計図等の添付書類含む）一式
- ・ 工事施工写真（検査時に見えなくなる部分は写真で確認します。）
- ・ 試験結果データ（現場密度試験、支持地盤の平板載荷試験 等）
- ・ 使用した製品の性能・規格等が確認できる資料（出荷証明、カタログ 等）

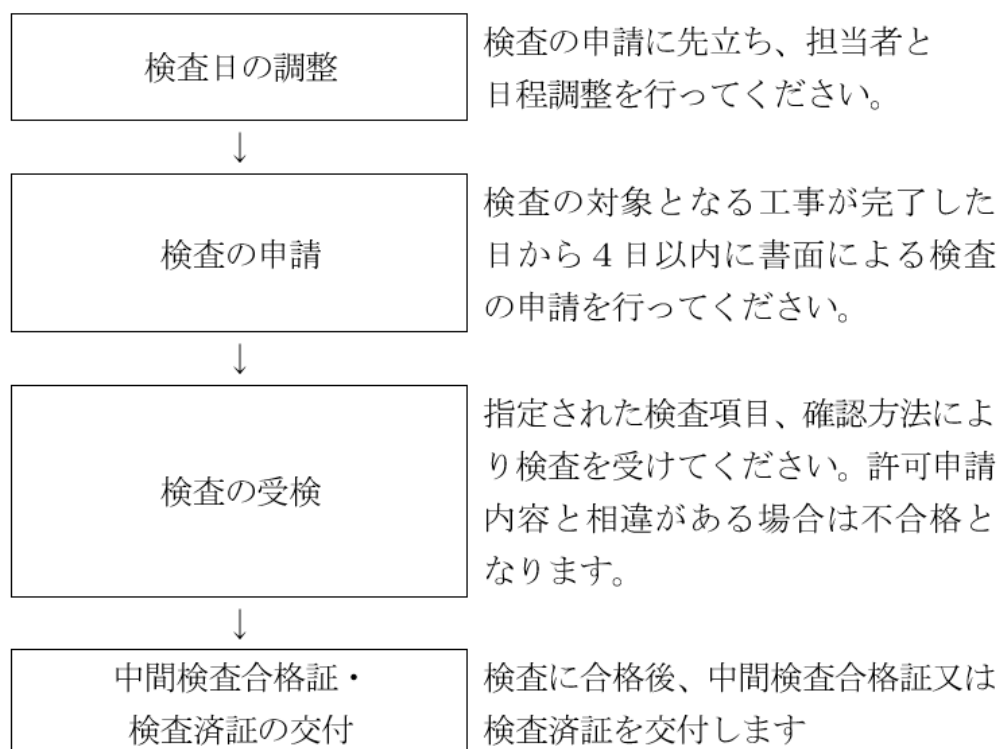
### (2) 検査器具（申請者が用意するもの）

- ・ 現場記録用巻尺（メジャー）、スチールテープ（50 m以上のもの）
- ・ レベル、標尺（スタッフ） ※高低差が計測できる測量機器
- ・ ポール、ピンポール
- ・ 水平器、勾配計測器（スラント） 等

## 《手続編》

---

### I 検査等の流れ



#### (I) 検査日の調整

工事完成の見込みが立ったら、速やかに検査が実施できるよう、検査請求書を提出する前に環境管理事務所の担当者と検査日程の調整をお願いします。

各環境管理事務所の担当区域は次ページのとおりです。

なお、

- ・ 原則として各環境管理事務所の職員が検査を行います。
- ・ 中間検査や擁壁等の構造物がある場合は、都市計画課の職員が検査を行います。

窓口	連絡先	管轄市町村
中央環境管理事務所	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 048-822-5199	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町
西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4 階 049-244-1250	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町
東松山環境管理事務所	東松山市六軒町 5-1 0493-23-4050	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・越生町・毛呂山町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村
秩父環境管理事務所	秩父市東町 29-20 0494-23-1511	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町
北部環境管理事務所	熊谷市末広 3-9-1 048-523-2800	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町
越谷環境管理事務所	越谷市越ヶ谷 4-2-82 048-966-2311	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
東部環境管理事務所	杉戸町清地 5-4-10 0480-34-4011	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町

- 東松山環境管理事務所
- 東部環境管理事務所
- 北部環境管理事務所
- 西部環境管理事務所
- 越谷環境管理事務所
- 秩父環境管理事務所
- 中央環境管理事務所
- 指定都市・中核市



## (2) 検査の申請

検査申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>・完了検査（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書）様式第九</li><li>・中間検査（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書）様式第十三</li></ul>
-------	--

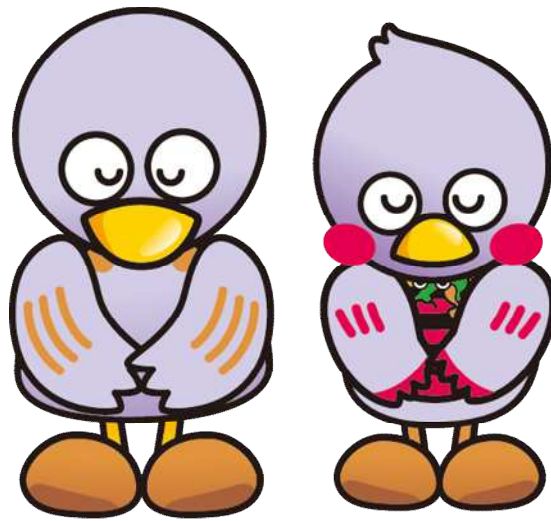
- ・ 検査等の対象となる工事が完了した日から4日以内に申請書を提出してください。
- ・ 申請の前には、必ず許可の内容のとおり施工されていることを確認（自社検査）を行ってください。
- ・ 自社検査の結果、許可の内容と相違している場合、やり直し又は変更許可等の手続きを行ってください。
- ・ 許可を受けていない工事の内容に対しては、検査を行いません。

### 2 検査の受検（当日）

- ・ 検査は、現地立ち合いで行うことを基本とします。
- ・ 書類検査と計測検査を行います。

### 3 工事検査後の流れ

- ・ 検査の結果、工事検査員が許可申請書の設計図書等に適合していると認めるときは、検査済証を交付します。
- ・ 検査の結果、工事の内容が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合しないと認められたときは、工事検査員から工事主（代理人等）に工事検査結果指示書により、是正を指示します。
- ・ 全ての是正完了後、速やかに、是正結果報告書を環境管理事務所の担当者に提出してください。
- ・ 是正結果報告書提出後、再検査を実施します。この再検査の結果、工事検査員が許可申請書の設計図書等に適合していると認めるときは、検査済証を交付します。



埼玉県のマスコット コバトン さいたまっち

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

電話：(048) 830-5336

e-mail：a5330-25@pref.saitama.lg.jp

令和7年8月作成